

相良村復興計画【概要版】

基本的事項

(1) 復興計画策定の目的

復興計画は、今回の未曾有の大災害から1日も早く元の平穏な生活と自然豊かな美しい本来の相良村の姿を取り戻し、将来世代に渡って安心して暮らせるむらづくりを進めていけるよう、今後取り組むべき復旧・復興施策を体系的にまとめ、復旧・復興に段階的かつ着実に取り組んでいくために策定するものです。

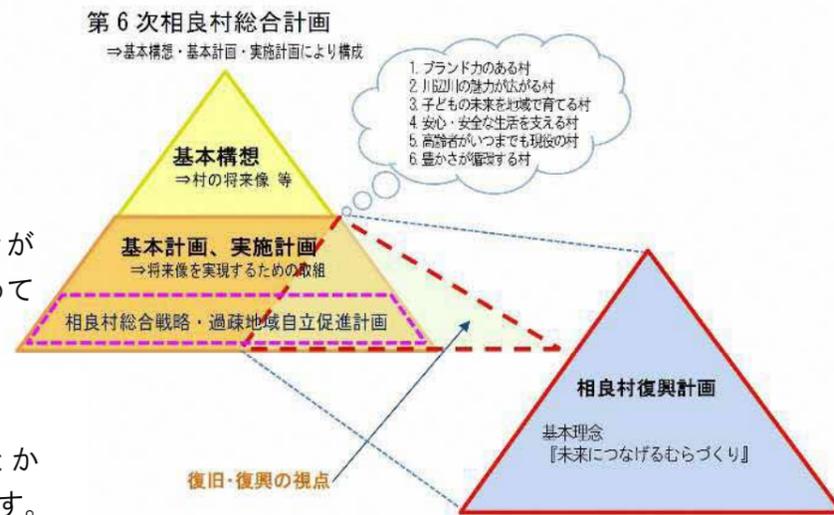
相良村復興計画策定委員会での議論や未来につなげるむらづくり懇談会及び意向調査における村民からの意見等を踏まえ、具体的な施策等について検討を重ね、村民・地域・行政等がともに力を合わせて、復旧・復興を進めるための指針となる復興計画を策定します。

(2) 復興計画の位置付け

市政運営の基本計画である

- ・「第6次相良村総合計画」
- ・「相良村総合戦略」
- ・「過疎地域自立促進計画」

等の長期計画との整合性を図りながら、未来へつなげる計画として定めていきます。



(3) 復興計画の対象地域

被害が村全域に及んでいることから、村全体を復興計画の対象とします。

(4) 計画期間

今回の豪雨災害発生から概ね5年後の姿を見据えながら、段階的かつ着実に取り組みます。各期における年度はあくまでも目安としての期間です。



○復旧期

生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活基盤、インフラ等の復旧に加え、集落の再生・発展に向けた準備を進める期間とします。

○再生期

復旧期と連動し、生活環境やなりわいの本格復旧を進めるとともに、住民や地域等と行政の協働により被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間とします。

○(参考)創造期

再生期と連動し、復興を進めるとともに、地域の新たな魅力や活力、賑わいの創出等、地域の更なる発展に向けた創造的な取り組みを進める期間とします。

令和2年7月豪雨災害における被害の概要

令和2年7月豪雨災害では、記録的な豪雨の影響により、本村の中央を流れる川辺川や南部を流れる球磨川の氾濫により、村内の広範囲での浸水被害、また山間部を中心に多数の山腹崩壊が発生しました。これらの影響により、本村では、村民の方のすまい・道路・河川・橋りょう等の生活基盤、農地・農業用施設等の生産基盤において甚大な被害を受けました。

<主な被害概要>

建物被害 (住家) ※単位：棟 計 182 棟	全壊	18	村道	22 路線(56 箇所)
	大規模半壊	22	河川	7 河川(14 箇所)
	中規模半壊	16	橋りょう	2 橋
	半壊	52	林道	7 路線(59 箇所)
建物被害 (住家以外 (倉庫等)) ※単位：棟 計 220 棟	一部損壊	74	農地	約1,100 箇所(約110ha)
	全壊	39	農業用施設	442 箇所
	大規模半壊	36	水産施設	2 施設
	中規模半壊	133	福祉施設	4 施設
	半壊	9	文教施設	6 施設
	一部損壊	3	文化財	13 箇所



崩壊した道路
(村道永江瀬馳線)

表土が流出した農地
(深水・下鶴)

基本理念と基本方針

～ 基本理念 ～

未来につなげるむらづくり

「第6次相良村総合計画」でとりまとめた村の将来像は普遍的なものであり、これだけの災害を受けた本村においても、一貫して目指すべき姿であると認識しています。よって、復興計画の基本理念も、総合計画のコンセプト「10年後への贈り物となる総合計画」を踏まえ、『未来につなげるむらづくり』を掲げることとします。

基本方針1

安心安全なすまいの確保

- 【施策1】安心して暮らせる住環境の整備
- 【施策2】コミュニティ等の維持・再生

基本方針2

災害に強いむらづくり

- 【施策1】防災・減災のための基盤整備
- 【施策2】地域防災力の向上

基本方針3

地域産業の再生

- 【施策1】産業基盤の早期復旧
- 【施策2】産業・経済の振興

復興計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制の構築

今回の豪雨災害からの復旧・復興にあたっては、行政はもとより、住民、事業者、各種団体等、復興に関わる全ての主体が自主的にまちづくりに参画し、連携・協力できる推進体制を構築し、それぞれ役割に応じた強みが生かせるように、互いに支えあいながら、復興に向けた取り組みを着実に推進していきます。

(2) 計画の進捗管理

復興に向けた取り組みをより着実に遂行していくため、復興計画に基づく事業の進捗状況を把握・評価するとともに、より良い復興が早期に進むよう、住民等の意見を反映しながら、毎年度、取り組みの見直しや、復興の段階に応じた新たな取り組みを実施していきます。

復興に向けた主な施策

基本方針1 安心安全なすまいの確保

【施策1】安心して暮らせる住環境の整備

ア 生活基盤の早期復旧

- ・村道・林道・橋りょう・河川の早期復旧
- ・ライフラインの復旧
- ・避難経路の確保と備蓄倉庫の整備についての検討

イ すまいの再建支援

- ・応急仮設住宅の整備
- ・被災住宅の応急修理
- ・被災住宅解体・撤去
- ・公的支援制度等の活用への支援
- ・移住定住者向けすまい情報の提供〔復興〕

ウ 災害公営住宅等の確保

- ・災害公営住宅の確保
- ・応急仮設住宅(建設型)の活用

エ 安心安全な居住地の確保

- ・安全な場所への移転促進
- ・民間賃貸住宅の村内への誘致〔復興〕

オ 交通手段(公共交通機関)の確保

- ・くま川鉄道復旧(くま川鉄道再生協議会での検討)
- ・人吉球磨圏域での地域公共交通網形成計画の見直し(再編)〔復興〕
- ・乗合タクシーの活用等

カ 暮らしに関する総合的な支援

- ・地域支え合いセンターによる生活支援

【施策2】コミュニティ等の維持・再生

ア 地域コミュニティ支援

- ・地域コミュニティ施設の復旧
- ・仮設住宅でのコミュニティ形成支援
- ・地域拠点施設の整備〔復興〕
- ・地域づくり活動の支援〔復興〕
- ・地域の人々をつなぐシステムの構築〔復興〕
- ・新しい生活様式に対応したデジタル化の推進〔復興〕

イ 地域資源等の再生・保全

- ・川辺川を活かしたむらづくり

※資料中の〔復興〕は、住民や地域等と行政の協働により被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間として、「資質的な向上を目指す」事業や「衰えたものを再び活気や勢いを取り戻し盛んにする」事業、「被災前と比較して、安全の向上・生活環境の向上・高度化や振興が図られる」事業といった『復興事業』として位置づけております。

基本方針2 災害に強いむらづくり

【施策1】防災・減災のための基盤整備

ア 再度災害の防止対策(治水対策等による浸水被害の軽減)

- ・令和3年度出水期対策
- ・緊急治水対策(球磨川水系緊急治水対策プロジェクト等)〔復興〕
- ・球磨川流域治水の推進〔復興〕
- ・河川の適切な維持管理の実施

イ 砂防・治山の安全対策

- ・治山・砂防施設の整備
- ・森林経営管理制度を活用した山林管理の促進〔復興〕
- ・間伐等による森林の適正管理〔復興〕

ウ 既存施設の安全性の検証

- ・避難施設の防災機能強化
- ・避難施設の安全性の検証
- ・洪水浸水想定区域内に立地する福祉施設の安全な場所への移設支援〔復興〕
- ・民間保育所施設の安全な場所への移設支援検討〔復興〕

【施策2】地域防災力の向上

ア 地域防災計画の見直し等

- ・村地域防災計画、各種ハザードマップ等の検証
- ・災害時受援計画の見直し
- ・災害記録の作成
- ・情報伝達手段の確保及び強化
- ・災害時応急体制の構築

イ 防災組織の育成・強化

- ・防災組織の体制維持支援
- ・住民の防災意識醸成
- ・地域の災害対応力の強化支援
- ・地域防災力の強化支援(避難訓練の実施、非常用食糧等の備蓄、避難所の防災機能強化等)

ウ ハザードマップ等の見直し

- ・ハザードマップ等の見直し及び周知徹底〔復興〕
- ・地域の危険箇所を確認・整理した防災マップ作成支援

エ 避難場所等の検討及び見直し

- ・指定避難所の場所の検証・新たな避難施設の確保
- ・低コストな水位計や河川監視カメラの増設検討
- ・避難所運営のあり方見直し

オ 防災意識の維持・向上

- ・小学生の総合学習として防災に関する授業の実施
- ・自主防災組織の活動強化
- ・マイ・タイムラインの作成推進

カ 消防施設の復旧・整備

- ・被災した消防団施設の早期復旧

基本方針3 地域産業の再生

【施策1】産業基盤の早期復旧

ア 農林水産業の再生に向けた基盤・施設等の早期復旧

- ・被災農地の復旧、農業用水の確保、農道の復旧
- ・農業用施設の修繕・再取得等支援
- ・大区画化の推進〔復興〕
- ・林業用施設(林道等)の復旧
- ・水産業施設(主に民間施設)の早期復旧支援、漁場環境の再生〔復興〕

イ 営農・経営再開支援

- ・営農・経営再開支援
- ・地域の産業活動の回復に向けた人材確保〔復興〕

【施策2】産業・経済の振興

ア 農業振興

- ・地域農業の中核となる農業者(中心的経営体)の育成〔復興〕
- ・農業生産法人の育成や企業の農業参入の促進〔復興〕
- ・ICT等を活用したスマート農業の導入促進〔復興〕
- ・農地の集積・集約化、大区画化等による効率的な農地利用の促進支援〔復興〕
- ・新規就農者を確保・サポートする仕組の継続、経営を後押しする営農相談体制の構築〔復興〕

イ 林業振興

- ・造林事業や森林環境譲与税を活用した復興と森林・林業の活性化〔復興〕
- ・林道・作業道等の林業基盤の復旧・整備〔復興〕
- ・地域材利活用の促進、木質バイオマス利活用検討等、木材の域内循環の体制づくりや支援〔復興〕

ウ 水産業振興

- ・川辺川の漁場環境としての再生(水質環境の改善、水産資源の回復等)〔復興〕
- ・河川環境の保全、川辺川の鮎の育成、保護、増殖等〔復興〕
- ・川辺川の鮎ブランドの更なる定着と販路の拡大

エ 観光振興(交流人口の拡大)

- ・ストーリー性のある新たな観光戦略の展開〔復興〕
- ・村唯一の鉄道駅であるくま川鉄道・川村駅の復旧
- ・雨宮神社周辺における景観面を考慮した復旧作業の推進
- ・「茶湯里」を中心拠点とした直売所及び交流の拠点づくり、観光ルート構築等〔復興〕
- ・日本遺産の歴史文化遺産としての保全、観光資源としての活用、国内外への発信〔復興〕
- ・地方移住への関心の高まり等の意識・行動変容を踏まえた「ひと・しごと」の流れにつなげる仕組みの構築
- ・災害の記憶と教訓、さらには新ステージを目指す新たなむらづくりを発信する復興イベントの開催〔復興〕

オ 商工業振興

- ・特産品等のブランド化に向けた支援、農産品等を活用した新たな特産品開発と販路拡大、企業間のマッチングや販路開拓を進める人材確保〔復興〕
- ・商工組織の強化、後継者の育成・事業承継支援〔復興〕
- ・人吉・球磨地域連携での企業誘致、雇用の場の創出〔復興〕
- ・新規起業・創業、新たな担い手確保(IT人材育成等)への支援〔復興〕
- ・“ゼロカーボンむら”の推進を図るための再生可能エネルギーの導入〔復興〕

すまいの再建支援事業

- ・公営住宅及び仮設住宅の利活用(村有住宅)による整備
- ・空き家の利活用(空き家バンク登録促進)

地域コミュニティ維持及び再生支援

- ・地域拠点施設整備(地域住民の憩いの場、サテライトオフィス等)
- ・地域資源(自然、人、歴史・文化等)を中心とした地域づくり支援

安全な場所への移転再建促進支援事業

- ・安全な居住地の確保(移転先宅地造成事業)
- ・浸水区域からの移転再建費用補助事業

暮らしに関する総合的な支援 (地域支え合いセンター)

基本方針1 安心安全なすまいの確保



村道・林道・橋りょう・河川
・ライフラインの早期復旧

未来につなげるむらづくり

農林水産業の振興

- ・農林業の担い手確保
- ・農業生産体制の向上(農地の大区画化、スマート農業の導入等)
- ・木材供給の安定化及び需要開拓支援
- ・川辺川(相良村)「鮎」のブランド化

地域防災力の向上

- ・自主防災組織及び消防団活動支援
- ・地域別の避難訓練等の実施
- ・ハザードマップの見直し及び周知徹底
- ・マイ・タイムラインの作成

基本方針3 地域産業の再生



基本方針2 災害に強いむらづくり



川辺川等の自然と歴史文化を活かした 拠点づくり

- ・鮎ヤナ場、キャンプ場等の体験型施設整備
- ・川辺川魅力発信所整備(カフェ、相良村産品販売所等)
- ・川ガイド等の人材発掘及び育成

復興むらづくり計画の策定

- ・住民の避難や物資輸送等が円滑に実施できる避難路の確保
- ・避難所の場所確認及び備蓄倉庫整備
- ・都市防災総合推進事業の実施
- ・災害記録の作成

流域治水対策の推進

- ・地域の特性を活かした治水対策(森林保全、田んぼダム、遊水地、雨水貯留施設整備等)

生産基盤の早期復旧

- ・被災した農地及び農業用施設等の整備
- ・被災した林道、作業道及び治山施設の整備

次年度出水期までの取組み

- ・国県と連携した河道掘削等の実施
- ・災害情報伝達手段の確保及び強靱化

“ゼロカーボンむら”の推進